

箕面市告示第 3 1 3 号

北部大阪都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したいので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該都市計画の案については、公衆の縦覧に供するので、箕面市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、箕面市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 1 0 月 9 日

箕面市長 原 田 亮



- 1 都市計画の種類
北部大阪都市計画生産緑地地区（箕面市決定）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(区域変更する区域)
箕面市西小路二丁目、西小路四丁目、新稲六丁目、稲二丁目、萱野一丁目、
西宿二丁目、外院二丁目、坊島二丁目、如意谷一丁目地内
(廃止する区域)
箕面市百楽荘四丁目、稲六丁目、栗生外院一丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
箕面市西小路四丁目 6 番 1 号
箕面市都市整備部公園みどり課（箕面市役所別館 5 階）
 - (2) 縦覧期間
令和 8 年 1 0 月 9 日から令和 8 年 1 0 月 2 3 日まで（箕面市の休日を定める
条例（平成 2 年箕面市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9
時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで
- 4 意見書の提出先
箕面市西小路四丁目 6 番 1 号
箕面市都市整備部公園みどり課（箕面市役所別館 5 階）